

Ai従事者のための 法医学の基礎知識

日本医科大学形成外科学/日本大学医学部社会医学系法医学分野 | 奥田貴久

21世紀以降、Aiが法医学で急速に普及すると共に、解剖と画像を比較することで多くの知見を得た。研究が一巡した今、法医学者にとってAiの知識は必須であるが、必ずしも法医学分野に死体専用機を設置する必要はない。今後、法医学におけるAiの意義を再考し、コストや人材確保などの課題を克服する必要がある。

Forensic pathologists carried out social mission and responsibility, applying the principles and knowledge of medical science in the field of law. The medico-legal investigation of death is the top priority in their specialty. Forensic autopsy is the main duty and involves the collection of evidence from the deceased to determine the cause and manner of death. Over the past several decades, autopsy imaging has rapidly spread to the forensic field. Autopsy imaging, which is a non-destructive inspection method, takes advantage of investigating difficult-to-reach areas, especially the upper neck, during autopsy. However, whole-body postmortem imaging alone is still misleading in terms of the determination of the manner and cause of death, even if new findings on autopsy imaging have been obtained by comparing with findings on autopsy in the early 21st century. Although interpretation of autopsy imaging is still essential for forensic pathologists, the significance of autopsy imaging prior to forensic autopsy might be reconsider due to cost and securing human resources. Soon, it might not be always necessary to install the CT device in the department of forensics.

はじめに

Aiに従事する診療放射線技師や臨床医にとって、死体現象などの法医学の基礎知識が必須であることについては疑う余地はない。一方で、法医学の真の目的や取り巻く現状についてAi従事者に語られる機会は少ない。本稿では、法医学におけるAi活用の問題点を浮き彫りにするために、敢えてAiに否定的な立場で執筆させていただいた。誤解のないよう最初に断っておきたいことは、筆者は死因究明におけるAiの可能性を追求するべく、臨

床科のキャリアを投げ捨て法医学者に身を転じた生粋のAi信奉者であったという点である。その点において、やみくもにAiを否定する古い法医学者とは一線を画するつもりである。

司法解剖とAi

わが国の法医学の祖、片山国嘉(1855～1931)は、法医学を「医学および自然科学を基礎として、法律上の問題を研究し、またこれを鑑定する所の医学科なり」と定義した。法医学の真の目的は「鑑定」であり、この基本概念は100年以上経過

した現代においても変わらない。ところで、ここで片山がいう法律上の問題とは何を意味するのであろうか。法医学が取り扱う法律上の問題は多岐に渡る(表1)。しかし、法医学の第一目一番地は今も昔も殺人被疑事件の鑑定である。刑事訴訟法10章129条には、「検証については、身体の検査、死体の解剖、墳墓の発掘、物の破壊その他必要な処分をすることができる。」と明記されている。本法に基づいて、司法警察員は裁判所に鑑定処分許可の申請を行い、裁判所は許可状を発行する。司法警察員はこれを以って鑑定人(法医学者)に鑑定を囑託し、鑑定人は解剖を実施する。これが司法解剖である。